

平成30年田原本町議会第3回定例会

平成30年9月3日

(第1日)

田 原 本 町 議 会

平成30年 第3回 定例会

田原本町議会会議録

平成30年9月3日

午前10時01分 開会

於田原本町議会議場

1, 出席議員 (14名)

1番 梶木裕文君	2番 山田英二君
3番 寺田元昭君	4番 村上清司君
5番 牟田和正君	6番 森井基容君
7番 安田喜代一君	8番 古立憲昭君
9番 西川六男君	10番 竹邑利文君
11番 吉田容工君	12番 植田昌孝君
13番 松本美也子君	14番 小走善秀君

1, 欠席議員 (0名)

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 坂本定嗣君 局長補佐 森惠啓仁君

1, 地方自治法第121条第1項の規定により出席した者

町長 森章浩君	副町長 住井康典君
町長公室長 植田知孝君	総務部長 小林昌伸君
総務部管理監 田中信幸君	住民福祉部長 竹島基量君
産業建設部長 三浦明君	産業建設部参事 岡部泰也君

上下水道部長	谷口定幸君	総務課長	森里義則君
監査委員	米田隆史君	教育長	植島幹雄君
教育部長	持田尚顕君	会計管理者	松原伸好君
選挙管理委員会 事務局長	小林昌伸君	農業委員会 事務局長	田邊義巳君

平成30年田原本町議会第3回定例会議事日程

9月3日（月曜日）

○開 会（午前10時）

○町長招集挨拶

○会期の決定

○会議録署名議員の選出

○現金出納検査の結果報告

○休 憩（日程の説明）

○発議第 3 号 児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書

- ・趣旨説明
- ・質疑
- ・討論
- ・採決

○発議第 4 号 2025年国際博覧会の誘致に関する決議

- ・趣旨説明
- ・質疑
- ・討論
- ・採決

○報 第15号 平成29年度田原本町健全化判断比率の報告

○報 第16号 平成29年度田原本町資金不足比率の報告

○議案の一括上程（議第38号より認第1号までの7議案について）

○町長より提案理由の説明

○決算審査特別委員会の設置について

○決算審査特別委員会の委員選任について

○上程議案の委員会付託について

○散 会

本日会議に付した事件

議事日程に同じ

午前10時01分 開会

○議長（植田昌孝君） ただいまの出席議員数は14名で定足数に達しております。
よって、議会は成立いたしました。

これより平成30年田原本町議会第3回定例会を開会いたします。

町長招集挨拶

○議長（植田昌孝君） 町長より定例会招集についての挨拶を受けることにいたします。町長。

（町長 森 章浩君 登壇）

○町長（森 章浩君） 議長のご指名によりまして、平成30年田原本町議会第3回定例会の開会に際しまして、一言ご挨拶申し上げます。

議員各位におかれましては、常日ごろから町政発展のため多大なご支援、ご協力を賜っておりますことに厚く御礼を申し上げます。

また、公私何かとご多用の中ご出席をいただきまして、今期定例会を開会でき得ましたことに重ねて御礼を申し上げる次第でございます。

並びに8月5日日曜日に中央体育館、健民運動場及び唐古・鍵遺跡史跡公園におきまして、奈良県防災総合訓練を開催いたしましたところ、大変暑い中ご参加いただき、ありがとうございました。

さて、7月最後の週末28日、29日には台風12号、本州の東側から接近、上陸し、西日本を西へ横断するという異例の経路をたどり、記録的短時間大雨情報の発表など異例の状況になり、また、8月23・24日の台風20号も近畿を直撃しましたが、幸いにも本町では大きな被害もなく安堵しているところでございます。

しかし、本年の上陸数も3本に上り、あす以降も台風21号が近畿への上陸の可能性があるので、危機管理意識を持って対処・対応できるよう指示しているところであります。

それでは、今期定例会におきまして平成29年度田原本町各会計歳入歳出決算の認定をはじめ、2件の報告事項及び6議案の重要案件につきましてご審議を賜るわけで、長きにわたりますが、体調に十分ご留意いただき、何とぞよろしく願い申し上げます。簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。

会 期 の 決 定

○議長（植田昌孝君） 会期の件についてお諮りいたします。本定例会の会期は、本日より13日までの11日間とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（植田昌孝君） ご異議なしと認めます。よって、会期は13日までの11日間と決定いたしました。

会議録署名議員の選出

○議長（植田昌孝君） 引き続きまして、会議録署名議員について、会議規則第126条の規定により、11番、吉田議員、13番、松本議員、14番、小走議員、以上3名を指名いたします。

現金出納検査の結果報告

○議長（植田昌孝君） 報告事項を求めます。

現金出納検査の結果について、代表監査委員。

（監査委員 米田隆史君 登壇）

○監査委員（米田隆史君） 議長のご指名によりまして、去る平成30年6月25日、7月25日及び8月27日に実施いたしました現金出納検査の結果をご報告申し上げます。

一般会計及び各特別会計に属する平成30年5月31日、6月30日並びに7月31日現在の出納状況について現金出納検査を実施いたしました。

検査日現在の各月末現金残高は、町指定金融機関保有の現金残高及び各金融機関の預金残高の合計と歳入歳出簿現金残高とが符合し、関係法令を遵守の上、的確に処理されていたことをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長（植田昌孝君） 日程説明の間、暫時休憩いたします。

午前10時06分 休憩

午前10時07分 再開

○議長（植田昌孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
日程に入ります。

発議第3号 児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書

○議長（植田昌孝君） 発議第3号、児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書を議題といたします。

提出者より趣旨説明を求めます。8番、古立議員。

（8番 古立憲昭君 登壇）

○8番（古立憲昭君） おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、趣旨説明をさせていただきます。

ご承知のように、児童虐待はここ数年急増しております。平成28年度の児童相談所に寄せられた児童虐待相談件数は12万件を超え、5年前と比べると倍増しております。そして、今般東京都の目黒区で両親から虐待を受け、女の子が死亡するという痛ましい事件が発生しました。もう皆様方は十分ご承知のことと思います。

こうした事態を重く受けとめ、政府は平成28年、平成29年と連続して児童福祉法等を改正し、児童虐待防止対策を強化してきました。

しかし、残念ながら、今回の事案は児童相談所が関与していたにもかかわらず、虐待から救うことができなかったという残念な事例でございました。

虐待から子どもの命を守るためには、子どもの異変に早期に気づき、虐待の芽を摘むことが何よりも重要であり、そのためには児童相談所のみならず、関係機関や民間団体等が協働し、虐待の防止に取り組むことが必要であります。

よって、政府においては、こうした痛ましい事件が二度と繰り返されないためにも児童虐待防止対策のさらなる強化に向け、下記の事項に取り組むことを強く求めます。

1つには、平成28年度に政府が策定した児童相談所強化プランを拡充し、市町村における児童虐待防止体制の強化や中核市・特別区への児童相談所の設置も加えた児童虐待防止体制を強化するプランを新たに策定するとともに、地方交付税措置を含め必要な財源を速やかに講じること。

2つ目として、子どもの問題を児童相談所に一極集中させている現状を改めること。具体的には、児童相談所と市町村の役割分担をさらに明確にするとともに、施設やNPO等民間機関・団体や他の行政機関等との連携を強化して、役割分担・協働を加速する児童相談体制改革を行うこと。

3つ目としては、児童相談所間及び児童相談所と市町村の情報共有については、仮に転居があったとしても、危機感や支援状況が確実に迅速に引き継げるよう、引き継ぎの全国共通ルールを定めるとともに、全国からアクセスできるシステムを整備すること。また、児童相談所と警察との情報共有については、必要な情報がタイムリーかつ確実に共有できるようにするとともに、適切かつ効果的に情報共有できるシステムを新たに構築すること。

4番目として、全国共通ダイヤル189（イチハヤク）を児童虐待通告に限定し、児童相談所の相談できる窓口につながるまでの間に、いまだ半数以上の電話が切れている実態を速やかに検証・分析し、その結果を踏まえ、児童相談所への通告の無料化の検討を含め、運用の改善に努めること。

5番目として、保育所や幼稚園・学校と情報共有を図ること。いじめ防止対策と同様、小・中学校の校務分掌に虐待対応を位置づけ、対応する組織を明確化するとともに、SSWを中心とした学校における虐待対応体制を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出させていただきます。

議員の皆様方におかれましては、この趣旨をご理解いただきまして、ご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上です。ありがとうございます。

○議長（植田昌孝君） ただいまの趣旨説明に対し、質疑を許します。質疑ありませんか。11番、吉田議員。

○11番（吉田容工君） 私も児童虐待防止対策は急務を要する課題だと認識しています。

その上で、今回提出されている具体的な提案について若干質問させていただきます。

まず、記の第2項の中で、「子どもの問題を児童相談所に一極集中させている現状を改めること」という表現が少しわかりにくい。一極集中させているのは権限の

ことを言っておられるのか、それとも対応する措置のことをおっしゃっているのかわからないので、そこについて教えていただきたい。

それと、4項の全国共通ダイヤル189を児童虐待通告に限定するという提案をされていますが、半数以上電話が切れる原因は何なのかというところを説明いただきたい。

そして、5項の保育所、幼稚園・学校と情報共有等を図るという点では、認定こども園というのが抜けていると思います。それについては、どう考えておられるのか。

この3つ、説明をお願いします。

○議長（植田昌孝君） 8番、古立議員。

○8番（古立憲昭君） まず、一極集中ということなんですけれども、今いろんな問題が起こったときに、市町村や学校に連絡があった場合は全て児童相談所に連絡すると。そして、児童相談所が出向いて対応して、いろんなことを処理しているという状況でございます。

それをやはり、もう少しそれぞれの市町村とか、いろんなところが役割分担をして、というのは、やはり件数が多いので、そこまで児童相談所がさばけないと思いますので、できるだけさばけるような案件に関してはほかでさばいてあげて、もう少し児童相談所が活躍できるような立場をつくってあげることが大事だと思います。

それと、4番目のことでしたね。電話が切れている実態、原因は、この189、いわゆる「イチハヤク」というのは虐待のほか全ての子どもの相談が入ってきます。親からの相談とか、いろんな子どもに対する相談が入っていますので、やはり電話件数が多いですので、特に命を守るということに関しては、やはりもう即対応できるようにこの児童虐待に電話を一本化するほうがいいんじゃないかということで運用の改善をしてほしいということをお願いしております。

最後に、認定こども園はどうなるかということなんですけれども、もうこれは言わずとももう常識的なことだと思います。全ての保育行政の方たちが虐待に対応すると、情報を共有するということは、やはり大事なことでございますので、その辺はもう当然入っているものだと私は考えておりますので、そういうご理解でよろしくをお願いいたします。

○議長（植田昌孝君） 11番、吉田議員。

○11番（吉田容工君） そしたら、第2項の一極集中というのは、権限の集中はいけれども、対処は分担しておくという趣旨で書いておられるということかなと思います。

私は、権限は児童相談所に一極集中したほうがいいと思っています。それに対して各市町村や警察が協力するというのがネットワークを広げるということだと思いますけれども、その中身が少し不明確だなという点では、権限を市町村が分担したのでは市町村がそれを果たし切れない状況になるだろうと思いますので、権限なのか対応する実態なのかというところは、やはり明確にすべきだろうと思います。

それと、最後の5項の認定こども園は入っているというけれども、入っていないで聞いているわけで、例えば「等」という言葉が入ってしましたら、そこに含まれていますという説明はできますでしょうけれども、認定こども園が入っているなら、認定こども園は明記すべきだろうと思います。

それと、4番目の全国共通ダイヤルがなぜ途中で切れるかと。一般的に言われているのはガイダンスが長い。189に電話しますと、こんなコンピューターの声が流れるそうです。「こちらは児童相談所全国共通ダイヤルです。ご連絡をいただいた方や内容についての秘密は守られます。プッシュ回線、携帯電話以外の方は、米印などをプッシュし、プッシュ信号が出せるようにしてください。プッシュ信号が出せない電話機の方はつながらない場合がありますので、あらかじめご了承ください。お住まいの地域の郵便番号7桁を押して、最後にシャープを押してください。郵便番号がわからない方は、次からお住いの都道府県を選択してください。東京都は1シャープを」といって、ずっと都道府県が続くんですね。奈良県のところに来て、番号とシャープを押した場合、自分が住んでいるところの児童相談所の番号を押すという次があります。それが終わったら、「こちらは児童相談所全国共通ダイヤルです。この通話は20秒ごとにおよそ10円をご利用いただけます」と、これだけ流れるんです。コンピューターの声でこれをやられると、普通の人間でも嫌になってくるということが一番の原因ではないかということで、国のほうもこれを短くする、あるいは有料を無料にする等今検討されているようです。

私は、189という全国共通ダイヤルを児童虐待に限定する。したとしても同じだと思っただけですね。その点は、このご指摘はちょっと違うんじゃないかなと思っただけです。特に児童虐待という重い、私は児童虐待のことを電話しているんだと思っただけのことではなくて、今私は助けてほしいという思いで電話されている方ですから、やはり直接今の思いをすぐ伝えて、それが対応してもらえるような形、今の形でいいのかなと思います。

ただ、こんな各児童相談所につなぐためのガイダンスじゃなくて、もっと改めて、生の声で、やっぱり悩んでいるときは、そういう人の温かさというのか、安心感というのが一番大切ですので、そういう点では全国どこであっても1カ所で受けて、それから担当の児童相談所につなぐというような形が本当は好ましいんじゃないかなと思っただけです。

ただ番号1つに絞ったら、内容を1つに絞ったら解消する問題ではないと思っただけです。この点はどうですか。

○議長（植田昌孝君） 8番、古立議員。

○8番（古立憲昭君） ありがとうございます。吉田議員のおっしゃるとおりでございます。

しかし、何か一步一步前進していかなくちゃならないと思っただけです。したがって、ここに書いてありますように、特に189の問題に関してはこう私どもは言わせていただいております。「電話が切れている実態を速やかに検証・分析し、その結果を踏まえて」と書いています。意見書というのは具体的なことを述べるのは大事ですけども、やはり方向性をきちっと提出するのが私は意見書の考え方だと思っただけです。

したがって、この1から5、全てが実態をまず速やかに検証し、そして分析し、その結果を踏まえてどうするかということが、それが大切なんだと思っただけです。

吉田議員が言われていることは、それはそのとおりだと思いますが、先ほど、今の形がいいのではないかとおっしゃっています。とんでもない話です、言われたことに関しては。12万件の相談があつて、何らかの形で解消していかなければならないと思っただけです。やはり地方自治体全体の方向性をきちっと国が定めてもらうように意見書を出していくのは大事ではないかと私は思っただけです。

以上です。

○議長（植田昌孝君） ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（植田昌孝君） ないようですので、これにて質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。11番、吉田議員。

（11番 吉田容工君 登壇）

○11番（吉田容工君） それでは、発議第3号、児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書に反対の意見を述べさせていただきます。

今質疑の中で明らかになりましたように、今回の児童虐待に対して強化をしたい、改善したいという認識は提案者の方と一致するわけですが、意見書を提出するに当たっては、具体的な中身が違うということを指摘させていただきます。

最初に指摘させていただきました一極集中させていることを改めるということは、権限を分散すると捉える可能性がある。その点では、言葉足らずの提案ではないかと。

さらには、全国共通ダイヤルを児童虐待通告に限定すると、具体的な提案をしながら速やかに検証・分析し、その結果を踏まえると。結果を先にいって、そして検証・分析しなさいということではおかしいわけで、その点では的外れの指摘をされていると思います。

さらには、第5項の保育所や幼稚園、学校と言いながら、認定こども園が入っていないという点では言葉足らずの中身ではないかと。

私は児童虐待については、本当に今重く受けとめて対応していかなければならないと思います。これに当たり児童相談所の権限を強化する、人員を強化する、予算を強化する。そして、ネットワークを広げていく、全国で対応することが必要ではないかと思います。

その点では、今回の児童虐待防止対策のさらなる強化を求めるという点では一致しますが、具体的な提案には賛成できませんので、この場でこの意見書に反対を表明させていただきます。

○議長（植田昌孝君） ほかにありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(植田昌孝君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(植田昌孝君) ないようですので、これにて討論を打ち切ります。

それでは、これより採決に入ります。

発議第3号、児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書を採決いたします。

本案を原案どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長(植田昌孝君) 賛成多数と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

発議第4号 2025年国際博覧会の誘致に関する決議

○議長(植田昌孝君) 発議第4号、2025年国際博覧会の誘致に関する決議についてを議題といたします。

提出者より趣旨説明を求めます。6番、森井議員。

(6番 森井基容君 登壇)

○6番(森井基容君) 議長のご指名によりまして、2025年国際博覧会の誘致に関する決議についての趣旨説明をさせていただきます。

現在、大阪府、大阪市、経済界等が一体となって2025年に開催される国際博覧会の大阪誘致に向けて取り組まれております。今週は開催地決定への最終局面になっております。

この間、奈良県町村議長会から本町議会議長への要請もあったところでありますが、私はこの趣旨に賛同し、今定例会において決議案を提出させていただきました。

「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマとする国際博覧会を開催することは大きな経済効果が期待できるところであり、また、全世界に向けて、大阪は言うに及ばず、圏域の存在感を示す絶好の機会となるものと考えております。

平成27年度の国勢調査によりますと、15歳以上就労者のうち、奈良県全体では県外就労者が28.8%。これは全国2位だと言われております。本町におきましても県外就業者の割合は16.2%であり、その多くは大阪での就業となっている

のではないかと考えております。

このことは、万博誘致による大阪経済の活性化の恩恵が奈良県及び本町に対しても直結するものになるのではないかとというふうに考えております。

議員各位におかれましては、本決議案にご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。趣旨説明とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（植田昌孝君） ただいまの趣旨説明に対し、質疑を許します。質疑ありませんか。吉田議員。

○11番（吉田容工君） 2025年国際博覧会誘致に関する決議について少し質問させていただきます。

去年の12月、博覧会国際事務局の関係者が政府に対して忠告をしました。どんな忠告をしたかということ、誘致レースにカジノは妨げになる。開業するなら万博の後にすべきだという発言をされました。

なぜかということ、賭博が禁止されているイスラム教国など、カジノへの危機感を持つ国も多く、対立候補をおとしめるネガティブキャンペーンに使われるおそれがあるという指摘が博覧会国際事務局からされたようです。

実際に2025年の万博の前に、大阪府と市あるいは特区は2023年から2024年ごろIRを開業しようという計画をされています。その点では、この博覧会国際事務局の指摘どおりになりますと、この万博は開けない可能性があると思います。その点に関してはどう考えておられますか。

○議長（植田昌孝君） 6番、森井議員。

○6番（森井基容君） IRに関してそういう申し入れもあったということですが、IRのことについては、吉田議員と私で認識に違いがあるというふうに思っております。

IRもありだろうというのが私の認識であって、そういう懸念もあるかもしれませんが、私の認識としては国際博覧会の誘致をぜひ成功させたい、させてほしいというふうに考えておるということでもって答弁とさせていただきたいと思います。

○議長（植田昌孝君） 11番、吉田議員。

○11番（吉田容工君） 私の意見を言ったことは一つもありません。

この誘致レースにカジノは妨げになる。開業するなら、万博の後にすべきだというのは博覧会国際事務局が政府に対して言った言葉で、これは読売新聞に書いてあったことですから、安倍首相は私の考えを知りたかったら、読売新聞を読めと言った方ですから、読売新聞に書いてあることは事実、みんな信じられると思います。その点では、この博覧会の事務局員が後ですべきだというサジェストというのは重いものがあると思うんですよ。しかもこの万博の誘致に関するオフィシャルパートナーにはI R業者5社が名前を連ねているということでは、I R丸抱えの万博をしようとしているんだらうと思うんですね。その点では、幾ら「いのち輝く未来社会のデザイン」ということで万博をしようと思っても、競争に負けたら、それは実現できないと思います。本当に2025年の「いのち輝く未来社会のデザイン」という万博をやりたいなら、I Rの事業化を万博の後にすべきだということが決まってからでしたら、まだ可能性はあろうと思います。

ただ、舞洲の開発の半分の金額をこのI Rの開発で賄おうとされていますので、その辺は今の事業の進め方では分けることは不可能だと思います。ただ、それを見ると、国際博覧会の事務局が指摘しているように、万博の開催誘致に負けますよというところは重いものがあるんですが、私の意見じゃなくて、これは読売新聞が報道している中身ですので、それに対して説明をお願いします。

○議長（植田昌孝君） 6番、森井議員。

○6番（森井基容君） 説明というのか記事、今の記事にかかわらず、読んだ者がそれに対して、ああ、なるほどなというのと、賛同できるな、いや、違うなという感想を人は持つものだというふうに思います。

私自身は、ここまで大阪府、大阪市、経済界等が進めてこられたことに関してこの流れできて、I Rも含み、2025年に国際博覧会を大阪で開催しようという流れに対して本町議会としても少しでも後押しになればというふうに考えましたので、この決議案を出させていただいたということでもあります。

新聞記事の一つ一つに関して印象を持つのは個人の判断ということにさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（植田昌孝君） ほかにありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(植田昌孝君) ないようですので、これにて質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。11番、吉田議員。

(11番 吉田容工君 登壇)

○11番(吉田容工君) それでは、発議第4号、2025年国際博覧会誘致に関する決議に対して、反対の意見を述べさせていただきます。

今質疑の中で指摘させていただきましたように、今後この博覧会はIRの開発と事業の開始とセットで組まれています。

2024年にIRの事業を開業し、2025年に万博を開く。それに応じてトンネルと交通網の整備等もあわせて開発するとなっています。

さらには、指摘しましたように、この大阪万博の誘致のオフィシャルパートナーにはIR事業者が5社も入っています。これは、やはり博覧会国際事務局の関係者が忠告をしたように、賭博が禁止されているイスラム教国など、カジノへの危機感を持つ国が多く、この国際博覧会誘致競技レースではマイナスになるだろうと指摘をされているのは当然だろうと思います。

本町が2025年の国際博覧会の誘致を決議する、ぜひやってほしいというからには、IRの事業は横に置いておいて、まず国際博覧会を実現して、それからIRにせよというような、そういう意見なら私も賛成いたしますが、IRを抱き込んだ形というか、反対にIR事業を開業するための国際博覧会の誘致という国際博覧会の利用には賛成はできません。各方面からこういう決議を求められたことに対して田原本町議会としては毅然と対応するのがいいんだろうと思います。

その点では、この発議第4号、2025年国際博覧会の誘致に関する決議に反対をさせていただきます。

○議長(植田昌孝君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(植田昌孝君) ないようですので、これにて討論を打ち切ります。

それでは、これより採決に入ります。

発議第4号、2025年国際博覧会の誘致に関する決議についてを採決いたします。

す。

本案を原案どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長（植田昌孝君） 賛成多数と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

報第15号 平成29年度田原本町健全化判断比率の報告

報第16号 平成29年度田原本町資金不足比率の報告

○議長（植田昌孝君） 続きまして、報第15号、平成29年度田原本町健全化判断比率の報告及び報第16号、平成29年度田原本町資金不足比率の報告についての2議案を一括議題といたします。

町長より報告議案の説明を求めます。町長。

(町長 森 章浩君 登壇)

○町長（森 章浩君） 議長のご指名によりまして、平成30年田原本町議会第3回定例会に提出させていただきました議案のうち、報第15号及び報第16号の報告事項について概要の説明を申し上げます。

平成29年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定に基づき、監査委員の審査意見を付して報告するものでございます。

健全化判断比率の財政4指標のうち、実質赤字比率、連結実質赤字比率につきましては、いずれも黒字であったため該当いたしません。また、実質公債費比率は7.2%、将来負担比率は73.3%となりました。前年度と比較すると実質公債費比率は0.9ポイント悪化し、将来負担比率は36.4ポイント悪化しております。

これらの健全化判断比率の財政4指標は、いずれも早期健全化基準を下回っております。

次に、資金不足比率につきましては、水道事業会計及び公共下水道事業特別会計ともに資金不足は生じていないので該当せず、これについても経営健全化基準を下回っております。

以上でございます。

○議長（植田昌孝君） ただいまの町長の報告議案の説明に対し、質疑を許します。
質疑ありませんか。11番、吉田議員。

○11番（吉田容工君） たまにしか聞かないことでありますので、説明をしてほしいなと思います。

将来負担比率73.3。これはどういうところから来ているのかという数字を教えてください。

○議長（植田昌孝君） 総務部長。

○総務部長（小林昌伸君） 将来負担比率につきましては、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率でございます。将来負担額といいますのは、一般会計に係る地方債の現在高でありましたり、公共下水道事業特別会計に係る地方債の元利償還に充てる一般会計からの繰り越し見込み額や奈良県広域消防組合及び国保中央病院に係る地方債の元利償還に充てる町からの負担見込み額、また自己都合により退職したと仮定した場合の職員の退職手当支給予定額のうち、一般会計が負担すべき見込み額、こういったものが将来負担額ということでございます。これがふえましたら、当然その率も比率も悪化するといったことでございます。

○議長（植田昌孝君） 11番、吉田議員。

○11番（吉田容工君） 分母と分子を教えてください。

○議長（植田昌孝君） 総務部長。

○総務部長（小林昌伸君） 分子となりますのが、今申しました将来負担額、ここから充当可能基金額を引きまして、特定財源見込み額を引きまして、地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込み額を引いたものが分子となります。

分母といたしましては、標準財政規模から準元利償還金に係る基準財政需要額算入額を引いたものでございます。

○11番（吉田容工君） 数字です。

○総務部長（小林昌伸君） 失礼しました。43億3,100万4,000円でございます。分母が59億485万3,000円となっております。

○議長（植田昌孝君） ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（植田昌孝君） ないようですので、これにて質疑を打ち切ります。

報第15号及び報第16号については議会の承認事項ではありませんので、以上でご了承をお願いしたいと思います。

議案の一括上程（議第38号より認第1号までの7議案について）

○議長（植田昌孝君） 続きまして、議第38号、平成30年度田原本町一般会計補正予算（第3号）より認第1号、平成29年度田原本町各会計歳入歳出決算の認定についての7議案については、会議規則第37条の規定により、この際一括上程いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（植田昌孝君） ご異議なしと認めます。

町長より提案理由の説明を求めます。町長。

（町長 森 章浩君 登壇）

○町長（森 章浩君） 議長のご指名によりまして、平成30年田原本町議会第3回定例会に提出させていただきました各議案につきまして、その概要の説明を申し上げます。

まず、議第38号、平成30年度田原本町一般会計補正予算（第3号）につきましては、補正予算額は5,535万5,000円の増額で、予算総額は119億6,160万6,000円となります。

補正の内容といたしましては、総務費206万円の増額は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、会計年度任用職員制度の関係の条例、規則等の例規整備を行うための業務委託料でございます。

教育費5,329万5,000円の増額は、学校施設での環境改善事業として空調設備を整備するための設計委託料、工期が確保できず入札を中止した中学校給食施設等建設の工事請負費で、繰越明許費の来年度への繰り越しができないことから新たに増額するもの、また埋蔵文化財発掘調査受託事業件数の増加見込みに伴う事業費を増額するものでございます。

財源につきましては、国庫支出金、地方債、繰越金、諸収入でございます。

繰越明許費補正につきましては、中学校給食用食器等購入事業で、給食施設等建

設工事の工期等が確保できないことから、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越すものでございます。

債務負担行為補正につきましては、1年間の中学校給食施設等建設工事費で4億4,600万円を、2年間の中学校給食施設等建設工事監理業務委託料で1,300万円を、中学校給食施設等厨房機器購入費8,500万円をそれぞれ限度額と定めるものでございます。

地方債補正につきましては、中学校給食施設等建設事業を3,980万円増額し、学校施設空調設備設置事業を640万円追加し、総額13億7,450万円にするものでございます。

次に、議第39号、平成30年度田原本町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、補正予算額は3,425万9,000円の増額で、予算総額は31億6,948万6,000円となります。

補正の内容といたしましては、平成29年度の介護給付費等の確定による社会保険診療報酬支払基金交付金の追加交付及び返納金でございます。

財源につきましては、支払基金交付金及び繰越金でございます。

次に、議第40号、平成30年度田原本町下水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、公営企業会計へ移行するために打切決算に伴い決算額が確定したことにより、未収金及び未払金を補正するものでございます。

次に、議第41号、田原本町立幼稚園保育料等徴収条例につきましては、田原本町幼稚園保育料徴収条例の全部を改正するもので、町立平野幼稚園の認定こども園への移行に伴い実施する延長保育の保育料及び町立幼稚園全園で実施する一時預かり事業の利用料を徴収する規定の追加などを行うものでございます。

次に、議第42号、田原本町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、農業委員会等に関する法律が改正され、農地利用の最適化の推進に関する事務が農業委員会の必須事務に位置づけられたことに伴い、農地利用の最適化を積極的に推進していくため、農業委員及び農地利用最適化推進委員の報酬の額に能率給を追加する改正を行うものでございます。

次に、議第43号、田原本町廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び田原本町放

課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、学校教育法の一部を改正する法律の公布に伴い、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改正されることにより、田原本町廃棄物の処理及び清掃に関する条例に規定する技術管理者の資格及び田原本町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に規定する放課後児童支援員の基礎資格について所要の改正を行うものでございます。

最後に、認第1号、平成29年度田原本町各会計歳入歳出決算の認定につきましては、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定に付すものであります。

各会計の決算の概要でございます。

一般会計は、歳入総額142億8,646万6,000円で、歳出総額137億5,213万8,000円となり、歳入歳出差引額は5億3,432万8,000円であり、翌年度に繰り越すべき財源1億8,919万4,000円を除く実質収支は3億4,513万4,000円となりました。

国民健康保険特別会計は、歳入総額が43億5,957万円で、歳出総額は37億2,244万9,000円となり、歳入歳出差引額は6億3,712万1,000円となりました。

公共下水道事業特別会計は、歳入総額が14億3,833万円で、歳出総額は13億5,387万9,000円となり、歳入歳出差引額は8,445万1,000円となりました。

後期高齢者医療特別会計は、歳入総額が4億5,114万8,000円で、歳出総額は4億4,190万9,000円となり、歳入歳出差引額は923万9,000円となりました。

介護保険特別会計は、歳入総額が28億8,445万1,000円で、歳出総額は26億9,186万5,000円となり、歳入歳出差引額は1億9,258万6,000円となりました。

磯城郡介護認定審査会共同設置特別会計は、歳入総額が1,475万5,000円で、歳出総額は1,394万5,000円となり、歳入歳出差引額は81万円と

なりました。

水道事業会計については、収益的収入総額が8億7,690万5,000円で、支出総額は8億3,029万9,000円で、消費税を差し引いた純利益は3,679万6,000円となりました。

次に、資本的収入総額が1億7,053万3,000円、支出総額は3億4,474万4,000円となり、収入支出差引額は1億7,421万1,000円の不足となり、過年度分損益勘定留保資金等で補填いたしております。

以上、今期定例会に提出いたしました議案についてご説明を申し上げます。

何とぞ慎重にご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

決算審査特別委員会の設置について

○議長（植田昌孝君） それでは、本定例会に一括上程されております議案のうち、認第1号、平成29年度田原本町各会計歳入歳出決算の認定について、お諮りいたします。去る8月27日に開催されました議会運営委員会において協議をいたしました結果、総合的な見地から慎重な審議を要するものと考えられますので、本件については7名の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（植田昌孝君） ご異議なしと認めます。よって、本件については決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

委員の選任のため、暫時休憩いたします。

午前10時54分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（植田昌孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

決算審査特別委員会の委員選任について

○議長（植田昌孝君） お諮りいたします。ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員選任については、議長より指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(植田昌孝君) ご異議なしと認めます。よって、委員選任については議長より指名いたします。

氏名については、事務局長に発表させます。

○議会事務局長(坂本定嗣君) それでは、発表いたします。

決算審査特別委員会、構成人員は7名でございます。

委員を朗読いたします。なお、順不同、敬称は省略させていただきます。

11番、吉田容工、10番、竹邑利文、6番、森井基容、5番、牟田和正、4番、村上清司、2番、山田英二、1番、梶木裕文。

以上でございます。

○議長(植田昌孝君) ただいま指名いたしました委員より正副委員長の選出をお願いいたしたいと思っておりますので、暫時休憩いたします。

午前11時01分 休憩

午前11時04分 再開

○議長(植田昌孝君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に決算審査特別委員会の正副委員長の選出について協議をいたしました結果を事務局長に発表させます。

○議会事務局長(坂本定嗣君) 発表いたします。

決算審査特別委員会委員長、森井基容委員、副委員長、吉田容工委員。

以上でございます。

○議長(植田昌孝君) ただいま事務局長から発表がありましたとおり互選されたので、よろしく願いをいたします。

上程議案の委員会付託について

○議長(植田昌孝君) それでは、一括上程をされております議案につきましては、各所管の委員会及び決算審査特別委員会におのおの付託をいたしまして、休会中に審査を願うことにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（植田昌孝君） ご異議なしと認めます。よって各所管の委員会におのこの付託をいたしまして、休会中に審査を願うことにいたします。

なお、委員会別の付託議案につきましては、事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（坂本定嗣君） それでは、委員会別付託議案を朗読いたします。

議第38号、平成30年度田原本町一般会計補正予算（第3号）につきましては、総務文教委員会。

議第39号、平成30年度田原本町介護保険特別会計補正予算（第1号）から議第43号、田原本町廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び田原本町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例までの5議案につきましては、厚生建設委員会。

認第1号、平成29年度田原本町各会計歳入歳出決算の認定についてにつきましては、決算審査特別委員会。

以上でございます。

○議長（植田昌孝君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日の会議は、これにて散会いたします。ありがとうございました。

午前11時06分 散会